

戦争への道「破防法」を許すな

7・26「破防法」の労働講座に参加しよう！

日刊 動労千葉

85. 7. 22

No. 1995

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（二二）七二〇七

今年の三月四日の「4・28破防法」裁判において、東京地裁の山中裁判長は「集会における演説」に「せん動罪」を適用し、懲役三年の反動判決を下した。これは「国家機密法」同様、戦争へむけ労働者人民のたたかいを庄殺せんとする反動・中曽根内閣の政治反動のエスカレートにはかならない。われわれは、再び戦争をくり返さないために「破防法」を見すえ、これと闘わねばならない。

こうした立場から、動労千葉は七月二六日、県教育会館において「破防法」についての「労働講座」を開催するとともに、同日、市民会館で開かれる「飛鳥田講演会」に全力で取り組むことを決定した。組合員の圧倒的結集を訴える。

高まる軍靴の響き

軍靴の響きは日毎に高まっている。世界危機、米帝危機、日米争闘戦の激化の中で日帝・中曽根は、帝国主義として生きのびるために、戦争を遂行できる国家体制を目指す軍事大国化・改憲攻撃に「戦後政治の総決算」をかけて挑んできている。

この六／八月における反動攻撃を見てみよう。

第一に、一切の防衛、外交上の情勢を「国家機密」とすることにより、新聞などマスコミが自衛隊の軍備増強計画や実態について報道することや国会議員が質問のために資料をとりよせること、はては市民の日常会話まで取り締まろうとする「国家機密法」等が六月六日、国会に上程され継続審議になっている。

第二に、戦争を遂行するために戦後教育を解体し、戦前の天皇制教育を復活せんとする臨教審第一次答申、さらには戦争と内乱にそなえ、首相に大幅な権限を与えようとする行革審答申を七月二二日に打ち出そうとしている。

第三に、十万人首切りによる国鉄労働運動解体を狙う監理委の「分割・民営化」答申が七月末に出されようとしている。

第四に、七月成田用水の拡大着工で三里塚二期工事を本格的に開始しようとしている。

第五に、軍事費の対G N P比1%枠を突破する大軍備増強により、世界第三位の侵略軍隊につくりかえようとする五九中業を八月にも決定せんとしている。

今こそ「戦争反対」をかかえて闘おう

こうした反動攻撃を阻止しうるかいなかに、労働者人民の未来がかかっており、いまこそ「戦争反対」をかかえて闘うことが問われている。そのためにも、われわれは「破防法」裁判について重要視しなければならない。

「破壊活動防止法」は一九五二年、朝鮮戦争のさなか、全国的な反対運動を庄殺して強行制定された。まさに、言論、出版の自由など、表現の自由を奪い去る戦前の治安維持法をも上回る悪法である。

日帝・国家権力は、一九六九年の「沖繩デー」直前の集会、一九七一年の沖繩闘争の集会における「演説」に「破防法」を適用したのだ。

十六年の長期裁判の末、今年の三月四日「せん動罪」で懲役三年という驚くべき判決が出された。「破防法」は「国家機密法」同様、戦争を準備する日帝・中曽根が「戦争反対」などを口にし闘おうとする労働者人民を「非国民」として「死刑」に処すことすらできる悪法である。

われわれは、戦争に動員されることをきつぱりと拒否し、何もいえなかつた戦前の歴史をくり返さないために「破防法」反対を声高に叫び闘わねばならない。

動労千葉は、七月二六日、前社会党委員長・飛鳥田一雄氏らを招き「労働講座」を開催するとともに、同日、市民会館で開かれる「飛鳥田講演会」に全力で取り組むことを決定した。圧倒的参加を訴える。

● 動労千葉「労働講座」

- 日時 7月26日 10時～17時
- 場所 県教育会館
- 第一講座 「破防法を弾劾する」
破防法被告団 藤原慶久氏
- 第二講座 「労働運動と破防法」
労働運動研究者 高島喜久男氏
- 第三講座 「反ファシズムと国民運動」
前社会党委員長 飛鳥田一雄氏

- 「許すな破防法！ つぶそう国家機密法！」
- 日時 7・26「飛鳥田一雄」講演会
- 日時 7月26日（金） 18時
- 場所 千葉市民会館小ホール